

## 里から村へ

越智, 重明  
九州大学文学部

<https://doi.org/10.15017/24496>

---

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 1, pp. 49-72, 1973-07-30. 九州大学文学部東洋史研究会  
バージョン :  
権利関係 :

# 里から村へ

越智重明

はしがき

漢魏晉南北朝の聚落については、近年いくつもの優れた研究がなされてきた。しかし、それにもかかわらずその実態には明確でないところが多い。ここでそれに関する私見を述べるとはぼつぎのようになる。漢時代の里は主として城内に、ある程度は城外に存在する聚落で、同時に行行政村的性格をもつ。魏晉南北朝（以下、六朝という）の村のうち初期の城外の無人の地に生じた、本来の意味での村は自然村であるが、そこには行政村的性格はなかつた。（すでに天下統一前の秦においても、里なりその前身となる聚落なりが主として城内に、ある程度は城外に存在するという様態が考えられる。）ところで、前者では、血縁なり血縁に擬されるものなりが大きく機能する。その政治的様態は父老が父として子たる一般里民を統轄するところに凝集されるが、その際、本来の形としては、父老が支配者として一般里民に臨み、そこに小国家的性格をもつ自律的な集団を構成するときの政治権力に対応する、といったことはなかつた。一方、後者では、そこに支配者とそれに支配される一般村民という様態が往々出現するがそこでは血縁関係、擬血縁関係は支配服従の関係の中にあるいは包みこまれ、あるいはそれを内面的にささえるものとなる。それだけに、その支配者は、父老をその本来の機能である聚落の統轄者の機能をもたせた形で自己の支配体制のなかに入れてしまうことも可能であつた。本稿はこうした観点から漢時代の里と六朝の村のうち初期の城外に生じた村とを考えようとするものである。

なお、発表の順序が逆になつたが、本稿はもともと別稿、「魏晉南北朝における貴族制（仮題）」の補論をなす村落関係の

論文の前半である。その後半はいったん成立した村の性格が次第に変化して行ったことを豪族―貴族制との関連においてとらあげようとするものである。

## 一、聚落―里の所在

漢時代の聚落としての里については、原則的に城内にだけ存在するか、それとも城外にも存在するかといったことが問題とされている。本節はそれをとりあげる。

商鞅の改革のうち、地方制度に関するものとして、史記卷六十八商君伝に、「集小都郷邑聚、為県。置令丞。凡三十一県。為田、開阡陌、封疆。」とあるが、それと同じことに関して、史記卷五秦本紀第五孝公十二年の条に、「并諸小郷聚、集為大県。県一令。四十一県。為田、開阡陌。」とあり、史記卷十五・六国年表第三、周顯王十九年（秦孝公十二年）の項に、「初取小邑、為三十一県。令。為田、開阡陌。」とある。この小さい聚落を併せ集めて（大）県をつくったことに関する記述は、その県数にいくちがいがいがあるけれども、同一内容のことを記したものとすべきである。

まず都郷邑聚であるが、もともと諸侯の場合、国の支配者氏族はそれに属する田土とそれを耕作する氏族とを総体として支配するが、その被支配氏族は国（邑）國城をめぐる地域とそれから離れた鄙（邑）とにいた（山梨大学学芸学部研究報告第三号、松本光雄氏「中国古代の邑と民・人との關係」、『史淵』第百三輯、拙稿「戦国時代の聚落」参照。尚、国（城）をめぐる地域にいた被支配民族は、のち次第に國城の郭内―広義の國城内―に住むようになった。）さて、国（邑）に対する鄙（邑）は、これを郷ということがある。

説文邑部二百二十九に、「郷、國離邑、民所封（城の意味）郷也。」とあるのがそれである。ところで、西周中期から春秋にかけて、諸侯の邑である國（これは城にかこまれている）のほか、諸侯の一族が住む邑としての都が（國以外の地に）生ずる。この都も城にかこまれている（春秋左氏伝隱公元年の条）が、春秋左氏伝定公十二年の条を見ると、魯では権臣三桓も亦こうした都城をもっていたのがわかる。蓋し諸侯の権臣が都城をもつことは珍らしくなくなっていたのであろう。

(東方学報京都第三十冊、大島利一氏「中国古代の城について」)。さて、諸侯の一族の場合、その支配者氏族も亦それに属する田土とそれを耕作する氏族とを総体として支配していた(前掲「中国古代の邑と民・人との関係」)。それだけにそこでは自ら都に対する鄙(邑)としての郷の存在が想定できる。

さて、右の総体として支配するという形態は時代が降るにつれ、若干の地域差をもちながらもゆるやかに崩れて行き、支配者(個人)が家に分れた被支配氏族―民衆を支配する方向をとつてくる。そこでは図式的にいえば、農民―一般民衆は(広義の)国域内と郷とに住むようになるということが生ずる。諸侯の権臣が邑である都をもつ場合も(そこにいろいろの問題があるけれども、結局)それに準じて考えるべきであろう。(井田農民の住居の理解には、農民―民衆の聚落が城外にあつたが、のち城内にも生じたこと、城を離れた鄙には引続きその聚落があつたこと、が反映されている。(前掲「戦国時代の聚落」)

ところで、秦ではつとに君主の一族である公子を邑に封じている(史記卷五秦本記)。また、国語晋語二を見ると、秦が自国に亡命中の晋の公子夷吾、公子重耳の何れかを助けて国に帰し、以てその君主となそうとし、秦の公子綦がそのこととして使者にたつたときのこととして、「(前略)(夷吾)私於公子綦曰、中大夫里克与我矣。吾命之以汾陽田百万。……君苟輔我、天命蔑矣。吾必遂矣。亡人苟入、掃宗廟、定社稷、亡人何国之与有。君实有郡。且入河外列城五。豈謂君無有。亦為君東游、津梁上無有難急也。(下略)」とある。これは秦の穆公―春秋初期の秦の君主―のとき公子を(郡)県に封じていたのを示している。(この際の郡と県との統属関係は不明。)ところで、鄙は元來國のそとにある群小の邑(さきに郷としたもの)の総称であるが、春秋の中頃から鄙の邑に政治的強圧をかけることによつて、その内部組織を君主の直轄たるべく変質させようとする場合があり、そこには県が出現している。ただし、春秋の諸國のなかには右とは異なつた動きを示すものもある。晋の場合、春秋の初期の殆んどすべての県は他國の邑を獲得して自國の邑としたものであるが、起源的にそうしたところに始まる晋の県は、(君主の直轄地でなく)家臣に賜わる采邑として理解すべきである。この采邑としての県については増淵龍夫氏の優れた研究があるが、その県は國の直轄地ともいえるところをもつ反面、具体的には晋の政治權力をに

ざる旧族の重要な勢力基盤でもあった。それだけに、もし君主に能力がない場合、県には旧族の勢力基盤としての性格が露呈されてくる（一橋論叢第三十八巻第四号、増淵龍夫氏「春秋時代の県について」）。秦の場合、史料の關係で詳しいことはわからないが、春秋以来他國の邑を獲得して自國の邑 $\parallel$ 県とすると同時に、その邑の来源は不明であるが）さきに見たように邑を公子（など）に与えて県としている。こうした県がその封君の勢力基盤たる性格をもっていたことは、これを察するにかたくない。商鞅の改革は戰國時代に入ってから行なわれたものであるが、その改革の目標は秦國內のすべての民衆を秦の君主孝公の一方的支配のなかに、個人として繰り入れるというところにある。それだけに君主の一族が県に封ぜられ、その県の主邑としての都やその属邑としての郷をもつことは、これを否定すべきである。かくて、商鞅は、君主の一族の支配する県を君主孝公の一方的支配に合致した県に改変すべく、都郷の存在を否定したのである。秦本紀に「宗室多怨鞅。」とあるが、その背景の一つは、改革によるその封邑没収にあったのであろう。（この際、権臣が県をもっていたかどうかは不明。）

さて、邑の語は戰國秦漢において実にさまざまに使われている。しかし、基本的には積名に「邑、人聚會之稱也。」とあるような性格をもっている。また、聚の語は説文に「聚、会也。……一曰邑落日聚。」とあるが、要するに小聚落を意味する。都郷邑聚は蓋し都郷と邑聚との意味で、その邑聚は國の郷 $\parallel$ 鄙の邑を指すのであろうが、こうした邑聚の考察は紙数の都合で省略する。

つぎに、秦本紀の郷聚であるが、この郷を國に対する郷と読むことも、都に対する郷と読むことも無理である。結論的にいえばこの郷も聚もともに一般的な表現としての聚落の意味で、この際にあつてはさきにあげた都郷や邑聚のすべてを指していると考えよう。つぎに六国年表の邑であるが、この邑は要するに人の聚會するところの意味で、右の都郷邑聚 $\parallel$ 郷聚と同じ内容である。

このように見てみると、商鞅は（第二次の）改革にあたり、大県（この県は直接的には大邑としての県を意味する）をつくることによつて君主の一方的支配の貫徹とそれからむ邑の整備とを図るべく、（邑の規模からいって右の大邑にくらべ

て小さい)小都郷と(それ以外の)小聚落とを整備統合した。その結果、三十一あるいは四十一の大県ができた。それは全  
民衆が耕戦の土として君主の一方的直接的支配を受けることと相応する、として理解されよう。(ただし、秦は旧来軍事上  
の要地などにも君主の直轄地たるべき県をおき城を設けていたと考えられる。それとこの新しい県との関係は定かでない。)  
ここで改めて問題とすべきは、商鞅の右の改革の結果国や県にその小さい属邑がなくなつてしまつたのかどうかというこ  
とである。結論をさきにいえば、外形的に見た際、小さい属邑そのものは依然として存在していたと考えられる。いまそれ  
をとりあげてみよう。その手がかりとなるのは、墨子とくにそのなかのいわゆる秦墨の記録である。墨子には、兵技巧を記  
した備城門第五十二から雑守第七十一までの諸篇が含まれている。渡辺卓氏の研究(渡辺卓氏「古代中国思想の研究」第三  
部第二編第二章「墨家の守禦した城邑について」以下同書の研究を引用するときは同書の章名をあげる。)によれば、これ  
ら諸篇は墨家が約二世紀間にわたる活動を通じ次第に集積した守禦の諸經驗を数次に定着させた記録であつて、とくに末尾  
にある迎敵洞、旗幟、号令、雑守の四篇は秦墨の手になつたと考えられる。秦墨とは、墨家の一部が秦の恵王(商鞅に改革  
を行なさせた孝公の次の君主)の治世にめだつて入秦し、始皇帝の八年ごろまでは確実に頭角を誇つていたと思われる(渡  
辺氏「墨家行動略史」)が、それをいう。ところで、備城門篇はそのなかに古い資料と新しい資料とをまじえているが、そ  
のなかで最も古いと思われるものなかに、城の守禦に關し、「城下里中家人、各葆其左右前後、如城上。城小人衆、  
葆離郷老弱國中及也大城。」とある(渡辺氏「墨家の兵技巧書について」)。その「離郷老弱」について、孫詒讓の註に、  
「離郷、謂別郷不与国邑相附者。説文邑部云、郷、国離邑、民所封(封は城の意味)「郷」也。」とある。(最後の郷の文  
字は説文の原文によつて補つた。)孫註では国の邑を基準にして離郷はその離邑であるとしてゐるが、その説明は必ずしも  
十分でなく、ここでは直接的に問題としてゐる(小)城を基準にして、その離邑である離郷をとりあげてゐるとすべきであ  
る。何れにしても、右から一般論的に、国(城)、大城、小城の場合、それと離れた郷||離郷をもつてゐた(少なくともも  
ちえる)ということがいえるであろう。この離郷には城がない(もしそれを構成する一つあるいはいくつかの小聚落が土墨  
などでかこまれてゐても、恐らく殆んど城というに値しない)ことが示唆されてゐるとされよう。さて、渡辺氏は、秦墨の

手になつた雑守篇について、それは恐らく秦の郡県制を背後においたもので、備城門などの諸篇をふまえたものとされている（前掲「墨家の兵技巧書について」）が、そこに、

寇近<sup>スミヤカ</sup>、亟取<sup>タスク</sup>諸雜郷金器若銅鉄及他可<sup>タスク</sup>守事者。

とある。この孫註に、「雜郷、当作離郷。言城外別郷器物皆收入城内也。」とあるが、その通りに解すべきである。この離郷も右と同様に考えて差支えなからう。また、雑守篇に、事実上の離郷の衆に関するものとして、

（前略）諸距卑（巨阜に同じ）山林溝瀆丘陵阡陌郭門若閭術<sup>（陰）</sup>可要塞。及為<sup>（陽）</sup>微職、可以迹知往来者小多、及所伏藏之処。

葆民、先举城中官府民宅室。四者大小調处。葆者或欲從兄弟知識者、許之。外宅粟米畜産財物、諸可以佐城者、送入城中。事即急、則便積門内。

とある。孫註に、これについて、「葆民、即外民入葆者、計度城内宮室之大小、分処之、必均調。」とあるが、従うべきである。秦墨の兵技巧の諸篇は単なる学問上の主張ではなく、現実にとのようにして戦うかということ説いたものである。それだけにそこに盛られている事柄は、基本的には現実性を帯びているといえようが、そこにおいて商鞅の改革以後も、国（城）のみならずその他の大小の城にも離郷があつたことが示されているのは、その大小の城がすべて県城といえないにしても県に離郷があつたことを察せしめるに足らう。

なお、漢時代になると、全く行政上の区別として、県城のある都郷とそれに対する離郷、という形が現われてくる（漢時代の都郷については、大谷史学第六号、宮崎市定氏「中国における聚落形体の変遷について」参照）。ここでは、郷の語は県を中心たるべき聚落・県から離れた聚落の何れをも指している。そうすると、さきの備城門篇の離郷が都の郷（県城）から離れた郷、という意味になつていることも一応予測される。しかし、もしそうであつたにしても、商鞅の改革以後も県城の外に城らしいものない邑があるという理解に影響はない。また、漢時代には都の郷即ち県城の郷、となつているわけであるが、既に商鞅の改革以前、君主の一族の県においてその県城が都であつただけに、用語の外形的変遷という観点からみれば、つとに聚落を一般的用法として郷ともいう場合がある以上、県城＝都郷といった表現が生じて何ら不思議はない。（都には、

都<sub>二</sub>城といつた用法、諸侯の領域内の中心を指す用法などもあるが、それらは別の機会にとりあげる。）

ここで改めて問題となるのは、商鞅が改革のとき示した治民・軍事のための城（県城）の配置のプランと、漢書百官公卿表にその存在が示されている県城の配置のプランとの関連性である。さきにあげた商鞅の改革の後半のうち「開阡陌」とあるものが、改革のとき新らしく城（県城）の東西、南北に幹線道路<sub>二</sub>阡陌をつくつたことを意味するのは明かである。一方、漢書卷一十九・百官公卿表に、図式的に、

大率十里一亭。亭有長。十亭一郷。……県大率方百里。其民稠則減、稀則曠。郷亭亦如之。皆秦制也。

とあるが、この秦制では、原則的に県治（のある聚落）が幹線道路<sub>二</sub>阡陌の上<sub>一</sub>にあり、その百里ごと（この里は距離を示す）に県治がおかれることになる。幹線道路<sub>二</sub>阡陌は東西・南北に走っているから、県の広さは自ら方百里となる（東洋学報第五十三卷第一号、拙稿「漢晋南朝の郷・亭・里について」。ただし、都郷と離郷との理解については本稿のように改める。）（前引の雜守篇の阡陌も亦、それが大道<sub>一</sub>幹線道路であるのを察せしめるところがあるう。）もし商鞅の改革のときの規定が、県治と県治との間を百里としているのであれば、商鞅がすでに改革のとき右で秦制とするものの大<sub>二</sub>わくをつくつたという<sub>一</sub>ことになるう。（後述のように秦の始皇帝は天下の城をこわしている。ここでは原則として県城はなくなる。しかしそれ以前についていえば県に城はあつたとすべきであるから、県治と県治との間というの、その際県城と県城との間と読みかえることができる。）しかし、商鞅が改革のときその祖型たるべきものをつくつたときまでとはいつてもよからうが、右の秦制そのものをつくつたということは、現在のところ断定をさしひかえるべきであろう。（漢では右の県治が都郷となる。）

天下統一後の秦の制度が右の秦制のなかに含まれていることに間違ひはないが、そこに「大率十里一亭」（里は距離を示す）とあるのは秦が他国を滅ぼしても、その民衆をすべて県城内に住ませたのではないことを察せしめるに足る。かつて筆者は戦国時代人々の住居は城を離れたところにもあり、齊や魏のような強国ではいたるところに聚落が散在していたことにふれた（前掲、「戦国時代の聚落」）が、その大勢は秦の天下統一によつて変化することはなかつたわけである。

いままで見てきたところから、商鞅の改革以後、秦の民衆が（広義の）県城内の聚落に住むだけでなく県城から遠く離れ

た聚落にも住んでいたこと、そこに往々城がなかつたことがわかる。墨子号令篇、尚同篇によつて考えるに、行政上それらは「県一郷一里」という体制のなかに入つて行つたとされよう。

さて、史記卷六秦始皇帝本紀には、始皇帝の統一後七年目にあたる三十二年（西紀前二一五年）碣石門に刻んだ碑文をのせ、そのなかに、「皇帝奮威、徳并諸侯、初一泰平、墮壞城郭、決通川防。夷去險阻。」とある。始皇帝のこの天下の城をこわすという方策がどの程度徹底したかはわからない。しかし、漢書卷四十三叔孫通伝に、秦の二世皇帝の治世、陳勝らが兵を起したときのこととして、「（前略）通前曰、……天下為一家。毀郡縣城、鏖其兵、視天下弗復用。且明主在上、法令具於下。吏人人奉職、四方輻輳。安有反者。此特群盜鼠竊狗盜、何足置齒牙間哉。（下略）」とあるのを見ると、かなり実現されていたようである。しかし、漢書卷一下高祖紀下に、「六年冬十月、令、天下県邑城。」とある。その顔師古の註に、「張晏曰、皇后公主所食、曰邑。今各自築其城也。師古曰、県之与邑、皆令築城。」とあるが、これによつて少なくとも県治のあるところには城（県城）が築かれたとされよう。（以上の点はすでに諸氏によつて指摘されている。）

つぎに漢についてであるが、前引の漢書百官公卿表に示されている県治のある県城（＝都郷）や阡陌などのありかたは、すでにみた秦制と同一である。（郡治はその郡内の主要な県治の一つと重なるのであろう。）ここで漢時代の離郷について考えてみよう。漢書卷九十九下王莽伝下に、

初四方皆以飢寒窮愁、起為盜賊。稍稍羣聚。常思歲熟得歸郷里。衆雖万數、賣稱巨人從事三老祭酒、不敢略有城邑。輒掠求食、曰闕而已。……（田）況上言、……宜急遷牧尹以下、明其賞罰、收合離郷小国無城郭者、徙其老弱、置大

城中、積藏穀食、并力固守。賊來攻城、則不能下。所過無食、勢不得羣聚。如此招之、必降。擊之則滅。（下略）

とある。この小国は王莽が周制に従つて建てた五等諸侯の国のうち子男の爵をもつ国のことであろう（史学雜誌第七十九編第十号、拙稿「東晋南朝の村と豪族」）。離郷については、後漢書卷十一劉玄伝の章懷太子注に、「離郷聚、謂諸郷聚離散、去城郭遠者。大曰郷、小曰聚。前書曰、收合離郷、置大城中、其義也。」とある。これに従うと、離郷はもといた郷（や郷の小さな聚）から離散したもの、ということになる。しかし、すでに見たところに従えばこの見解はとることをえないう。

れは必ずや備城門篇に、守城の法を説いて、城小に人衆ければ、離郷の老弱を國中や他の大城に保せしめるとあるのに準じたものであろう。(ちなみに、淮南子時則訓に「四鄙入保。」とあり、その高誘注に、「四界之民、皆入城郭、自保守也。」とある。この鄙は城外の聚落を指す。この際は別に戦闘状態にあるわけではないが、それにしても淮南子のこの部分がつくられたところ、城外にも民衆が住んでいたのが投影されているのでなからうか。)要するに、右の際も小国や離郷で城(郭)のないところに住むものうち、老弱者を集めて城中におくべきをいつているとすべきであろう。つまり、その離郷は郷里から離散したものであるという意味ではなく、都郷から離れた別の郷という意味とすべきであろう。また、漢書卷八十九召信臣伝に、南陽太守召信臣について、「躬耕勸農、出入阡陌、止舍離郷亭。稀有安居。」とある。その顔師古の註に、「言休息之時、皆在野次。」とあるが、この「離郷亭」は県治の都郷をはなれた城外の野にある郷の亭(あるいは郷や亭)のこととすべきであろう。漢時代のこうした野にある郷(亭)については、戦国時代の城などにあるものとして城をもつものがある反面、右にその一端を見たように、まわりに城のないものも多数あつたと考えられる。ところで、後漢書卷一百一十八・百官志五の劉昭注補に、

風俗通曰、国家制度、大率十里一郷。

とある。これは一郷がおおむね十里からなる(この里は聚落)のを示している。これは必ずや県治の都郷や離郷にある里数を図式化して述べているのであろう(漢の亭についての考察は省略する)。

ちなみに、春秋繁露止雨第七十五に、「書十七県八十離郷及都官吏。」とあるが、この記事では一県(この県は地域を示す県)内に一都郷一県と四、七離郷とがある割合となる。(漢の県域に関しては、長安城のプランが問題となるが、これについては専論を発表する予定である。また、漢の離郷の理解については宮川尚志氏の教示をえた。)

六朝にあつても制度上右のような形が残っていたと思われるが、そこで第四節でその一端にふれるが、旧来の聚落以外の地に新たに自然村の外形をもつ村が生じたり、あるいはその村に制度的な里がかぶさってきたりするわけである。(前掲、

「東晋南朝の村と豪族」)。

里から村へ

このように見てくると、商鞅の改革以後の秦や漢にあつては、城内にあるものは行政的に区劃された里に住み、城外にあるものは自然村的なものうえに行政村的性格をかぶされた里に住んでいたことになる。ところで、漢時代右の里の外形的相違は必ずしも里の基本的性格の相違として理解すべきではなく、兩者を通じて里はその外形的相違をこえ、より本質的なものとして父老の統轄下にある血縁的（地縁的）聚落であつたといえる。第三節はそうした点にふれる。

## 二、家の構成

民衆が聚落一里にあつて生活を営む際、その生活の基盤をなすものは家であるが、秦と漢とは国家権力が直接支配対象とする家に違いがあり、秦は原則として夫婦を単位とする家（未成年の子を含む）を対象とするが、漢の場合はそれとズレている。本節はそれにもかかわらず秦の家に漢の家に変りえる要素が現実に存在していたこと、及び漢の家の実態をとりあげる。

まず秦の家であるが、商鞅はその改革のとき且耕且戦の体制をうちだしている。史記商君伝に、商鞅の改革について、  
令民爲什伍、而相收司連坐。不告姦者、腰斬。告姦者、与斬敵首同賞。匿姦者、与降敵同罰。

とおり、続いて、

民有二男以上、不分異者、倍其賦。

とある。民衆をくみに分けて支配する場合、いくつかのケースが考えられるが、右は壯丁（ひいてはその妻と未成年の子）を対象とするものであり、その「二男以上」は家に二人以上の成丁がいる場合のことをいっているのである。元来、家の構成要素は人と財とである。右は改革にあたり、家の基準的なものとして成丁ひいては妻（、未成年の子）からなる家をおしだしたが、往々その意図が、旧来の家の家産の分割に及びえず、人的な面で新しい家ができて財的な面でそれができなかったこと、つまり、本来の意味で新しい家ができなかったのを示している。（「倍其賦」とあるのは、蓋し、成丁各

人に対してのことであろう。)その際各人の経済的な利害関係が複雑にからみあつてゐることであるが、何れにしても、そこに、商鞅の改革も民衆を夫婦の家単位に把握しきれず、父子の情誼が現実には機能してゐたのが察せられよう。この際改めてとりあげるべきは、一般的な形として、父子、近親が同じ聚落内で同じかきねのうちに、そうでなくても同じ聚落内のごく近くに住んでゐたと思われることである。ここで漢書四十八賈誼伝を見ると、漢の文帝のとき賈誼が上疏して商鞅の分異について述べた記事がある。そのなかに、

商君遭礼義、棄仁思、并心於進取。行之二歲。秦俗日敗。故秦人家富子壯、則出分、家貧子壯、則出贅。

とあり、続いて、

借父爨粗、慮有德色。母取箕箒、立而評語。抱哺其子、与（しうと）公併偕。婦姑不相説、則反脣而相稽。其慈子耆利、不同禽獸、亡幾耳。

とある。そこでは改革によつて父子の不和が促進された、ということを強調してゐる。ところで、賈誼のいう「富」「貧」はその間に一般的なもの存在を考へてゐるのか、それとも、すべての民衆をその二者に割り切つて論をたててゐるのか分らないが、何れにしてもそこには子が成年になり財を分けてしまつた場合に於つても、一般に父子が同じ聚落の同じかきねのうち、あるいはそうでなくても同じ聚落のごく近くに住んでゐたことが物語られてゐるとされよう。ところで、さきの商君伝の記述とこの上疏とは、商鞅の改革の一環としての家産分割をめぐる違つた評価・説明をしてゐるわけであるが、商君伝の方はかなりナマナましい記述とみて差支えないし、一方、上疏の方は漢になつてから商鞅の改革を儒教的観点から非難したものであるから、いまとりあげてゐる限りでは商君伝の記述の方をとるべきであろう。要するに、商鞅の改革が、そこに連坐制をおしだし、人々の告姦をすすめたにしても、それによつて成丁あるいは成丁とその妻(、未成年の子)からなる家が國家権力によつて全くバラバラに把握されるようになってゐたのではないことがいえるであろう。(全員が新邑に強制的に徙移させられた場合、あるいはそこに血縁者のないバラバラの夫婦の家だけしか存在しないこともあつたであろう。しかし、そこにもやがて父子、兄弟などが生ずる。その際、自ら右のようなことも想定される。)

ここで商鞅の改革以後も近親間の肉親の情が存在していたと思われ、墨子号令篇に、  
自死罪以上、皆還父母妻子同産。

とあり、

婦敵者、父母妻子同産皆車裂。

とあり、

邑人知識昆弟有罪、雖不在県中、而欲為贖、若以粟米錢金布帛他財物免出者、令許之。

とある。これは商鞅の改革以後秦墨の説いたものとされようが、それが秦國の必要とした秦墨の兵技巧をめぐる見解であるだけに、単なる学問的主張として見るべきではなく、秦の國家の制度として右の成丁の家が原則的に基幹になつていたにしても、そこに人情の自然として近親者の肉親の情が存在し、國家がそれをそれなりに利用しようとしたことがあつた、という観点から理解すべきであろう。(父母妻子同産の連坐は(夷)三族刑であるが、この刑は第三節でもふれる。)そのことは、法の制約が緩めば、つぎの漢時代に見えるような、右よりも大きい父子の家が出現すべき可能性が十分あつたのを察せしめるところがある。(商鞅の改革は、「開阡陌」と関連して、私有財産―私田―の所有を認めるものであつたことが考えられる。これについてはすでに別稿でふれた(社会経済史学第三十七卷第四卷、拙稿「秦の商鞅の変法をめぐって」)。この点は家産問題と関係をもつが、ここではとりあげないこととする。)

つぎに漢の家であるが、ここでは三つの点が問題となる。第一は現実の家のありかたである。第二は戸籍制度上の家Ⅱ戸のありかたである。第三は漢六朝を通じて存在する第一、第二の家のありかたと後世の家のありかたとのズレである。まず第一の点についていえば、そこにおける現実の家は、夫婦と未成年の子とからなる家、父(母)と成年に達した子(その妻や子)からなる家が一般的であり、同一の家系についていえば、両者が交互に出現しているといつてよからう。ただし、後者は父(母)が生存中常に存続しているのではなく、父(母)の生存中に子たちの間に家産分割を行つておくこともあつたであろう(滋賀秀三氏「中国家族法の原理」。以下で引用する滋賀氏の高論はすべて同書による。)

つぎに第二の点についていえば、漢時代、戸籍制度上の家<sub>II</sub>戸（以下「家」という）は、抽象的にいえば人と財とを共にする面がないとはいえないが、具体的にいうと、右の家のように同じ住居内に住み財産を全面的に同じくするといった性格のものではないのである。こうした「家」についてはすでに別稿で述べた（史学雑誌第七十八篇第八号、拙稿「漢時代の戸と家」）。部分的には史料の解釈などで改訂したところがあるが、基本的な理解はいまも変っていない。いま、それに関し本稿の考察に必要と思われる若干の点を述べてみよう。まずその人的な構成原則であるが、それにあつては、父死亡後も兄弟が終世同居し、その兄弟のうち死亡者が出ると、そのものの子（の兄弟）がそれから分れて新たに戸籍を編成する（その際、その兄弟のうち長兄が新戸籍の戸主となる）。（それは唐時代以後の戸籍とは構成の原則を異にし、男系だけを問題とする。この原則にあつては、父死亡後、母が生存していても、兄弟のうち死亡者が出ればそのものの子（たち）は新たに戸籍を編成することになる。）「家」の初見は、漢書卷二惠帝紀に、

十二年（西紀前一九五）四月、高祖崩。五月丙寅、太子（即位して惠帝）即皇帝位。……又曰、……今吏六百石以上父母妻子与同居、及故吏嘗佩將軍都尉印、將兵、及佩二千石官印者家、唯給軍賦、他無有所与。

とあるものである。当時の同居の用語中これに直接的に結びつくものは、礼制上の兄弟が終世同居共財の關係にあることを指すものだけである。右の同居の語はこれをふまえたものと考えられる。ただし、右にあつてはそれは男系の血縁關係だけを示すものとして使用されている。つまり、右の「父母妻子与同居」を基本的な人的構成要素とする「家」は、本人の父母妻子のみならず、父の兄弟や本人の兄弟が存在すればそれをも基本的な人的構成要素とする「家」のことである。（その際、その「家」には自ら父の兄弟の子孫や本人の兄弟の子孫、本人の孫などが含まれてくる。）ところで、礼制上の兄弟の同居共財とは、同一大門内（同じかこいの内）で兄弟それぞれの家が独立の家屋なりそれに準じた構造をもつものなりに住み、かつそれぞれが日常の經濟生活面で独立していると同時に、各自余剰のものを出しあつて蓄え、それを不測の事態が生じた際の相互扶助に資するのを意味するが、漢の「家」にあつても、國家が兄弟それぞれの家が經濟生活上の独立性を保つのを否定するわけではなく、ただ当時の生産力の低さとの関連において、そうした「家」を設定することを通じて、その「家」

のなかにおける、現実構成されている家々が相互扶助を行つてお互が没落を防止することを期待し、同時に税役を「家」の家長＝戸主を通じてかけることによつて、その連帯責任の範囲が「家」の全構成員に拡大することを期待していた、といえよう。そこではもちろん「家」は近隣にあることが前提となる。ここで抱朴子内篇卷六微旨を見ると、

天下有生地。一州有生地。一郡有生地。一県有生地。一郷有生地。一里有生地。一宅有生地。一房有生地。

とある。この記事全体から、（聚落としての）里のなかに宅があり、宅のなかにいくつかの（父子からなる）房（の住地）があるはずべきである。そうした宅は同時に、兄弟それぞれが父となる房が集まつて構成される「家」の構成員の住む土地とすべきである。これはその問題とする時期がやや降つており、またその表現が図式化されてはいるが、同じ戸籍制度が行われていた時期に、その「家」が里内の一つの地域内に住んでいることを物語つていふという点で、右の理解をささえるところがあろう。

ところで、漢書卷九十九王莽伝中に、

莽曰、古者設廬井、八家、一夫一婦、田百畝。什一而税。則國給民富、而頌聲作。此唐虞三代所遵也。

とあつて、王莽が三代の世に井田制が行なわれたと記しているのを記し、さらにその後方に、

今更名天下田曰王田、奴婢曰私屬。皆不得賣買。其男口不盈八、而田過一井者、分余田、予九族隣里鄉党。故無田、今当受田者、如制度。敢有非井田聖制、無法惑衆者、投諸四裔、以禦魑魅。

とあつて、王莽の井田制復活について記している。ここでは一井九百畝のうち百畝を「公田」、残り八百畝を「私田」とし、一夫一婦の家がその「私田」百畝を耕作し、八家で合計八百畝を耕作する、としているわけである。この一夫一婦の家が住居面でも経済面でも、いわゆる家を構成すべきは間違いない。ところで、右の際一つの人的集団があり、その集団の男口が八人未満でその耕作する「私田」、「公田」の合計が九百畝を過ぎていふと、あまつている分を九族や隣里郷党に分け与えることになるが、この集団はさきの礼制上の兄弟の終世同居共財の家のような性格をもつとされよう（古代文化第二十三巻第四号、拙稿「井田制の家」）。井田制の理解にはすでにその一端にふれたように、何らかの歴史的事実の投影のあ

ることが多かつたが、この際は現実の政治に井田制をもちこむものだけに、その井田制の対象となる・一夫一婦の家いくつ  
かからなる集団は、旧来国家の支配の対象となつていた「家」であると考えて大過なからう。ちなみに、董仲舒は春秋繁露  
のなかで井田農民について、田百畝を耕作する家には平均しておおむね三人の成丁がいるとしている。これは井田農民の家  
が一夫一婦で田百畝を耕作するという一般的理解と大きくズレるものである。蓋しこの際は漢時代に現実の農民の家が平均  
して百畝もの田をもつことがなかつたことをふまえ、井田農民が礼制上の兄弟の終世同居共財の家あるいは（父生存中）父  
子集団の家を構成するということを取り入れてたてた見解であろう（これについては別の機会に論ずる。）。

さて、第一節で引用した漢書百官公卿表には、「大率十里一亭。……十亭一郷。……県大率方百里。其民稠則減、稀  
則曠。郷亭亦如此。……皆秦制也。」とあり、また、後漢書卷一百一十八・百官志五の劉昭注補に引く風俗通に、「漢家  
因秦、大率十里一亭。」とある。（すでに第一節でもふれたが、この際の秦は、その下限を漢成立直前におくが、その上限  
は定かでない。）これは秦漢が同一制度であつた点について記しているものである。ところで、後漢書同志の劉昭注補に引  
く風俗通には、また「國家制度、大率十里一郷。」とあつて、聚落としての里（郷）について述べている。それは専ら漢  
時代のことを記したものとすべきである。ところで、いままで見てきたところに従うと、秦の里―基準戸数不明―の制度の  
対象となる家の人的構成は、漢の里―基準戸数百戸―の制度の対象となる「家」の人的構成とは異質のものであり、一般的  
に同一人口についていえば秦の戸数の方が漢のそれよりも多くなる。それだけに、漢の「十里一郷」が（里の制度出現以後  
の）秦においてもそのまま該当することはない。そうしたことを考えると、右の後記事がそれを専ら漢時代のものとしてい  
ることについて、そこに「秦制也」といつた表現が失なわれたとすべきではなく、もともとながつたのである、として読む  
べきことにならう。

以上見てきたところから、秦時代の家が制度的にかなり強力に一夫一婦を中核とするものと規制されていたが、しかし、  
そこに漢になつてから現実にならした家と父子中心の家とがその時代の一般的な家の形として存在できる可能性が十分あり  
えたこと、及び秦の右のような家のありかたが漢になつてから「家」が設けられるのを妨げるものでなかつたのが察せられ

よう。

ちなみに、礼制上兄弟が終世同居共財の關係にあるものとして構成する家にあつては、兄弟死亡後、その兄弟の子（以後）の世代がその同居共財の關係を受けつぐこと（これは同時に最初の家が分裂することなく、一つの家として拡大することを意味する）を自明のこととして否定している。一方、礼制上の家には、右に見たもの以外に、父生存中父子が同じ家屋もしくは同じかこい、のなかの別の家屋に住み、財産を共にする形で構成する家がある。それは父死亡後も兄弟なりその子（以後）なりが旧來の住居、財産關係を受けつぐこと（これは同時に最初の家が分裂することなく、一つの家として拡大することを意味する）を、むしろ積極的に肯定することになる。そこでは前者にくらべ家父長權の十分な行使が可能となる。いわゆる累世同居は後者をふまえたものとすべきであるが、それは後漢に稱賛に値するものとして出現する（史淵第百輯、拙稿「累世同居の出現をめぐって」）。累世同居の事實は、數的にはごく僅かであろうが、國家のイデオロギーと生産力（の程度）をふまえた現實の家の構成との関連において、兄弟が終世相互扶助すべき「家」を構成するものとの設定をなし、それを前提として民衆を把握する段階から、父生存中の父子の家の自立を設定し、それを前提として民衆を把握する段階の方に重点が移ったところに、その稱賛の背景があると考えられる。（そこには父子異財禁止の問題が生ずる。またこれは間接的ながら、豪族勢力がどれだけ進展できるかという問題にもつながっている。）ただし、こうした形の家が戸籍制度上の家となつたのはこれよりもはるかのち、隋初よりあとのことである。（そこには國家の民衆救済力の組織化がからんでくる。）

最後に第三の点であるが、滋賀秀三氏は、主として春秋時代からアヘン戦争前までの中國の家族法について、家産分割すなわち分家とは、ある時点において、現存する家の資産を細大もらさず計量してこれを分けあうと同時に、將來に向つて収入消費の共同計算關係を断ち切ることを内容とする法律行為であるとされ、また、家の要素は人と財とであり、分家とはその両面をもに分ける行為である。従つて、分けるべき資産が殆んどないような家においても、人と人との間の収入の持ち寄り關係を断つ点において家産分割が大きい意味をもつとされている。しかし、さきに見た礼制上の兄弟の終世同居共財の家にあつては、（房としての）兄弟それぞれを家長とする家が家産をもち、經濟上獨立性を保つといつても、その家の獨立

性はお互の相互扶助という面で破られるべく方向づけられている。こうした礼制上の家の場合のみならず、漢魏晋南北朝の「家」にあつても、各家の独立性はお互の相互扶助という面で破られるべきである。また、とくに六朝になると、同一人が同時に二種類の家産をもつことがある。その一つは（原則として）兄弟それぞれを家長とする家の家産であり、他の一つは兄弟全体（及びその子孫）が構成する家の家産である。日常の経済生活は主として前者によつて営まれ、後者はいわば不測の入費、前者の何れかの家が貧窮化した際の救済といつた際に使用される。こうした（広義の）家産のありかたは滋賀氏のあげられた家産のありかたとズレがある。また、礼制上の兄弟の終世同居共財の家も、漢魏晋南北朝の「家」も、ともにその分裂は兄弟のうち死亡したものが生じたとき、そのものの子たちが旧来の「家」から分れて独立するときに始まるが、これは滋賀氏のあげられた、家産分割は兄弟すべてについて一度に行なわれるべきである、というのと合致しない。（ただしとくに六朝にあつて、同一人が同時に二種類の家産をもつ際、兄弟全体が構成する家の家産は原則として、兄弟死亡後一度に分割される。）（ここであげた私見については、史淵第百十輯、拙稿「客と部曲」参照。）こうしたズレ、違いは簡単にいえば漢魏晋南北朝とよりのちの時代との時代的相違ということになる。それはそれなりに重要なのであるが、ここでは右がさきの秦の現実的な家、制度上かくあるべしと意図した家のありかたが漢時代の現実的な家、制度上ありかたに移行するのを別に妨げるものでないことを指摘するに止める。

### 三、漢の父老

本節は第四節の考察の前提として漢の父老をとりあげる。ただしそれについてはすでに先学の研究があつて明かになつてゐる部分も多い（守屋美都雄氏「中国古代の家族と国家」第六章「父老」など参照）。本節はそれらを頭におきながら論を進める。

漢時代の聚落としては、一般的にいつて郷と里とを考へるべきであるが、郷には県の任命した有秩などの郷官のほか

老がおり、里では里正のほかに父老がいた。ところで、白虎通徳論卷四郷射に、「三老五更幾人乎。曰、各一人。何以知之。既以父事。父一而已。不宜有三。」とあるが、郷の三老と郷にある民衆との関係は父と子という血縁関係に據される関係にあつたのであろう。これは里にある父老と里にある民衆についても同様である。さて、漢の郷の三老の職務は守屋氏の説かれるように、郷の民衆を教化しその行動を指導し規制するとともに、上からの政治が具体的に民衆に適用されようとするとき、民衆の輿論や利害を代表して臬官と調整をはかるにあつたのであろう。そのことは（三老などに比されている）里の父老の職務がそれと同質的なるべきを察せしめるに足る。（ただし、ここでは臬官が直接的な一般のな形として、里正におきかえられることにならう。）こうした父老は、中央の政治意思によつて設けられた官ではなく、里のなかにその共同自営の必要上自ら生じた経験者であるとされようが、それは自ら年長者であり、かつ恐らくは一般的には財力に富むものであつたであらう。

さて、里には里正と父老とがいる。里正は國家の官吏的性格をもつものである。いま里に父老と里正という、一見相反した両者が存在した背景について考えてみよう。國家權力によつて行政村とされているにしても、里は現実に血縁的（地縁的）聚落としての性格をもつものである。それだけに、その國家とのかかわりあいにおいて、國家の意思は里正という國家の意思の遂行者の性格をもつものによつただけでは十分に通じえなかつた。そこにはどうしても父老の力を必要とした。春秋公羊伝宣公十五年の条の後漢の何休の註に里正と父老とがならんででてくるのも、居延漢簡に父老が賦錢に關係をもつものとして現われてくるのも、ともにそうした観点から考えるべきであらう。父老がときの権力者から一般里民とはことなる待遇をされたのも亦そうした線にそつて理解すべきであらう。

ところで、時代が降るにつれ、郷や里には大小の豪族、大土地所有者（こでいう大土地所有者とは、その一族が繁榮してゐる（個人としての）「豪族」だけでなく、単家の大土地所有者を含む）が抬頭する。この際、豪族、大土地所有者が支配者として郷、里の一般民衆に臨み、そこに小國家的なものをつくりあげることがあつたとした際、三老、父老の本来のありかたのなかにそうした要素があるのか、それともそこに本来そうしたものはなく、もし右のようなことが生じたとすれば、その三

老、父老の實質は本来のものとは変つてゐるのかという問題が生ずる。つまり、三老、父老が父子の血縁關係に擬されるものとして郷、里の民衆に對していたことは、いままで見てきた限りでは、そこには小國家的な支配服従關係が出現する可能性があるともないともいえないのである。

右を頭においてここで（夷）三族刑をとりあげてみよう。春秋時代に特徴的な「族」、「滅族」は戦国以降では歴史の表面から姿を消し、代つて三族刑が支配的となるが、この三族とは、父族、母族、妻族、具体的には父母妻子同産一兄弟姉妹である。いま秦について考えると、強制的に徙移させられ新たに夫婦の家だけからなる聚落一里を構成したような場合に於つても、時間がたつにつれ、自ら父母妻子同産をもつものがふえてくるし、それなりに身近かの親戚縁者（以下それを（広義の）「血縁」という）を媒介にした里の動きも生じたと考えられる。国家がこうした人々（の集団）を支配するにあつては、個人を対象に身近かにある（広義の）「血縁」を重視すべきが考えられる。こうしたことは旧來通りの聚落に住んで、それなりに「族から家へ」という移行をたどつてゐる人々に對してもありえるものである。蓋し、右の三族刑はこうしたところに出現し維持されたのであろうが、そこには本質的なものとして、「（支配構造と重なりあうべき）タテの家父長権の貫徹」があるというよりも、むしろそれに否定的な（必らずしもタテの支配構造に連ならないという意味で、いわばヨコの）（広義の）「血縁」關係が機能してゐるわけである。三老、父老は本来こうした聚落、人間關係のなかに出現したものであるだけに、それが主動性をもつて（家父長権を軸とする）小國家をつくるといつたことは想定しがたいのである。このことは國家の民衆把握が個人を対象とするにしても、そこに家父長権的なものが常に十分に現われているのではないのを察せしめるが、さきにあげた「家」のありかたもそれに連なる一面をもつ。しかし、漢の國家は他家父長権なものを強くおしだそうとする。さきの累世同居の稱賛はそれに連なる。（漢時代の經学、思想には両者の争いが窺われる。また、漢時代のいわゆる個人身支配の問題については別の機会にとりあげることとする。）

さて、六朝の豪族、大土地所有者のありかたは本来家父長制的なものである。とくに豪族は男系の一族の發展をふまえたところに生ずる。そこには自ら聚落、人間關係における男系の一族、家父長権が重視される。それだけにそこには三族刑の

三族の内容も男系中心に変化すべきことになる。果して魏に入るとそれは男系の一族（祖父、父、已、子、孫、兄弟、伯叔、従父兄弟ら）を意味するようになる。（いま六朝の國家の本質はついて問わない。）（三族刑については、東洋史学第二十八輯、拙稿「夷三族刑をめぐって」でふれた。不十分な点は新たに稿を起して論ずる。また、小倉芳彦氏「中国古代政治思想研究」Ⅱ「族刑をめぐる二、三の問題」参照。）

なお、墨子号令篇には里に里正と父老（里に少なくとも四人以上）とが見える。また、少なくとも、天下統一後の秦には三老がいたことが考えられる。これらの機能は恐らくは漢の父老、三老と同様であつたであろう。そのことはいわば秦の國家体制のもつ自己矛盾である。

## 四、村の出現

後漢極末九品官人法が制定されたが、その制定の理由の一つに、動乱にあつて士人が各地に流移しているの、本貫と現住地との一致を原則とする旧来の選挙制度では人才が挙げられなくなつた。そのため本貫中心（現住地のいかんを論ずることなく）人才を挙げようとしてこの制度を創める、ということがある。この流移の甚だしさはもちろん庶民にあつても同様であつたであろう。そこでは当然のこととして、統率者にひきいられた塲、堡などをもつ自衛的な集団が生じた。六朝を通じて社会不安は続いたが、こうした集団はたえず出現しときとしては消滅した。ところで、村はもともとその集団のうち比較的小さいものに名づけられたもの（少なくとも村とよばれるものは、本質的にはその集団と同質たりえるもの）である。本節はこうした観点から初期の村の出現をとりあげる。

魏志卷十一田疇伝に、後漢末のこととして、

（前略）疇得北帰。率拳宗族他附従数百人。掃地而盟曰、君仇不報。吾不可以立於世。遂入徐無山中、嘗深險平敞地而居、躬耕以養父母。百姓歸之。數年間、至五千余家。疇謂其父老曰、諸君不以疇不肖、遠來相就、衆成郡邑。而莫相統

一。恐非久安之道。願推挾其賢長者、以為之主。皆曰善。同僉推疇。疇曰、今來在此。非苟安而已。將凶大事、復怨雪恥。窃恐、未得其志、而輕薄之徒、自相侵侮、愉快一時、無深計遠慮。疇有愚計。願与諸君、共施之。可乎。皆曰可。疇乃為約束、相殺傷犯盜諍訟之法。法重者至死。其次抵罪。二十余條。……衆皆便之。至道不捨遺。とあり、晋書卷八十八庾袞伝に、西晋のこととして、

齊王罔之唱義也、張弘等肆掠于陽翟。袞乃率其同族及庶姓、保于禹山。是時百姓安寧、未知戰守之事。袞曰、……古人有言、千人聚、而不以一人為主、不散則乱矣。將若之何。衆曰、善。今日之主、非君而誰。袞默然。有聞乃言曰、古人急病讓夷。不敢逃難。然人之立主、責從其命也。乃誓之曰、無恃險、無怙乱、無暴隣、無抽屋、無樵採人所植、無謀非德、無犯非義、戮力一心、同恤危難。衆咸從之。於是峻險、阨杜蹊徑、修壁塙、樹藩障。考功庸、計丈尺、均勞逸、通有無、繕完器備、量力任能、物庇其宜。使邑推其長、里推其賢、而身率之。分數既明、号令不二。上下有禮、少長有儀。將順其美、匡救其惡。及賊至、袞乃勅部曲、整行伍、皆持滿而勿發。賊挑戰、晏然不動、且辭焉。賊服其慎、而畏其整。是以皆退。如是者三。

とある。この二記事は田疇、庾袞に率いられた集団が、ともに水利・灌漑などの機能を保有していたことを察せしめるに足る。また、前記事には父老が見えるが、徐無山中の田疇のもとに集まつてきた五千家へのほる人々の聚落のなかには、数人あるいはそれをこえる数の父老があり、各父老が何らかの形でその五千家以上の人々を分けて統率していたとすべきである。しかし、それ自体独立國的性格をもつ田疇集団の支配者は結局田疇一人である。そうすると各父老は相当数の人々ひいてはその居住地―聚落の動向をにぎつてはいても、その掌握をこえたものとして、その構成員個々に対する支配者―田疇―の支配が及ぶことになる。この父老はかつての里の父老と同質のものと考えてよからう。本来三老、父老の機能は（特定の）、（広義の）「血縁」関係が動かす聚落にあつて、聚落を統轄するにあつた。これは一つの歴史の進展段階におけるものである。それだけにその機能は歴史の進展段階が変ると自ら変化したり消滅したりする。右の父老の機能は当然本来のもの大きくズレているであろうが、しかしそれなりに、本来父老（三老）が政治権力とのパイプ役であつて、小国家の支配者的

里から村へ

なものでなかつたのを暗示しているといえよう。また、後記事では、庾袞が邑にその長を推させ、里にその賢を推させ、自らそれを率いたとあるが、右に見たところをあわせ考えると、その長者、賢者は田疇伝にその存在が見える父老のようなものであるとしてよからう。また、晋書卷六十七郡鹽伝に、京口に城いていた塢主郡鹽について

後以瘠疾、上疏遜位曰、……臣所統錯雜、率多北人。或逼遷徙。或是新附。百姓懷土、皆有歸本之心。臣宣國恩、示以好惡、処与田宅、漸得少安。聞臣疾篤、衆情駭動。

とあるが、こうした塢主のもとにある塢衆は決して私賤だけでなく、良民（本来編戸たるべきもの）の自作農も多数入っていたとすべきであろう（前掲、「東晋南朝の村と豪族」）。

右の塢衆支配は基本的にはつぎのように考えられる。この支配は単に政治権力乃至法的に保障されることによつて生ずるものではなく、生産諸条件の生産的機能の掌握者として、いわゆる自作農をもその構成員とする支配とすべきである。ここではその支配者は、全構成員にとつて、それを媒介としなければ生産も、再生産も不可能な共同利用地、灌漑用水等、共同体規制のもとにおかれている具体的な生産条件を掌握しているのである。なお、右は漢時代の里を掌握する父老がこうした聚落の支配者と異質のものであり、もしそれがこうした聚落において存続できるとすれば、せいぜい支配者の支配を内からささえるものとなることを察せしめるわけであるが、それは同時に、漢時代の里が（それを共同体というにしても）いまとりあげている共同体とは異質のものであるのを物語るものである。（そこには渠などによる灌漑の問題が関係するが、その考察は省略する。）

さて、村という名称をもつ聚落は六朝に入つてから出現し、西晋末から東晋、五胡十六国の時代にかなり普遍的となり、南朝では（転義としての村の用法を含めると）すべての聚落が一応村とよばれることも生じている。まず本来の村の性格であるが、それを理解するためには、少なくとも二つの基本的要素を見なければならぬ。その一は、村の自律性である。宮川尚志氏が全体として考えると村名は山間の河谷とか、一般に城市を遠く去つた地帯にあると指摘しておられる（宮川尚志氏、「六朝史研究政治・社会篇」第八章「六朝時代の村について」）が、例えば、太平寰宇記卷一百四江南西道歙州黟縣に

謙貴谷、輿地志云、黔嶺北緣嶺行、得謙貴谷。昔土人入山行之七日、至一斜穴。廓然周三十里。地甚平沃。中有十余家。云、是秦時離亂、人入此避地。又按邑圖、有混邨（邨は村に同じ）。昔有十余家、不知何許人、避難至此、入石洞口、悉為松蘿所翳。每求塩米、晨出潛処。今見數十家、同為一邨。

とあるように、村が独立した村落として、一村でその水利・灌漑などの機能を保有した場合のことが考えられるのである。水経注卷三十七夷水に、

（俱山）渠東十許里、至平楽村。又有石穴。出清泉。中有潛竜。每至大旱、平楽左近村居、輦草穢著穴中。竜怒須與水出、蕩其草穢。傍側之田皆得澆灌。

とあるのもそうした観点から理解できよう。その二は、村が自衛的集団であつたことである。山間における村などでその地理的条件から村が消極的な自衛集団をなしたこともあるであろうが、平野部の山が自然の障壁をなさないところは、住々塙壁などの防禦設備をもつていた。そこには自ら支配者（単数のことも複数のこともある）が生ずる（前掲「東晋南朝の村と豪族」）。この二点は本来の村の基本的要素と考えられる。こうした村（実質的に村にあたるもの）には、流亡の人々がバラバラに集まつて出来たものもあつたであろう。太平寰宇記卷一百一江南東道邵武軍邵武県に、「長楽邨、建安記云、長楽邨後漢時、此州民居殷富、地上広闊。孫策欲檢其江左。時鄰郡亡逃、或為公私苛乱、悉投于此。因是有長楽將檢二邨之名。」とあるのは恐らくそうしたものであろう。しかし、そこにもまた右のような村の性格が生ずるべきが十分予測されるであろう。さきにあげた田疇集団の聚落とこうした村とは、いま論じている限りでは同質である。ただそこに規模の大小があるだけである。ただし、村は独立した自然村的外形をもつものであるだけに、一村で数百家、ときとしては二千家に及ぶものもある。またかつて里民の精神的結合の組帯として里社があつたが、村には村社が生ずる（前掲、「六朝時代の村について」）。こうした村は、巨視的には豪族、（さきに規定したような意味における）大土地所有者の勢力の進展が、動乱の時期に対応する形で、村落段階において現われたものといえよう。ただ豪族はそれが大きければ大きいほど、往々他村にも同族がいてそこに支配者の勢力を張り、また地方官界に壟断の勢力をもつといったことが強く現われる。しかし、一村支配に限って

いえば、それは単家でも可能であり、(南土でいえば)流寓の北人貴族でも可能である。そこには、国家権力と村落(共同体)との対応において、豪族と大土地所有者との性格の違いをどう理解するかといった問題が生ずる。村の成立については他にも山沢占有その他数多くの問題がある。そのうちの若干についてはすでに述べた(前掲の「東晋南朝の村と豪族」)、「漢魏晋南朝の郷・亭・里」、「客と部曲」などが、他については紙数の関係で次稿以下で述べる。

## 五、国家権力と里・村

漢と魏西晋とで国家権力と村落との対応が違ふことを、むすびに代えてもう一度考えてみよう。

漢の(夷)三族刑の場合、三族の中心をなすのは父族の父と本人、本人と子という二組の父子であるが、そこに父族のほかか母族、妻族がでてくるのは無視できない。ここでは姉妹は父族に入ると同時に、他家に嫁するとその妻族、母族にもなる。これは法の不備としてでなく、血縁も姻戚もともに均質的存在であるといふところに重点をおいて理解すべきであろう。そこには男系中心の家父長権は十分に發揮できない。国家と父老、父老と村落民(一般里民)との関係における父老は、このような血縁関係、姻戚関係の織りなす村落秩序のなかで、父として子である村落民に対するもの、として理解される。ここでは、天子が民衆を個別的に支配しようとする意図をうちだすことがあるにしても、良民を私民としてもつといったことは考えられない。ところで、後漢以来村落には支配者の地位にたち家父長的権力を村落民にふるうものが出現する。(夷)三族刑の三族が男系中心のものに変わって行くのはこの大勢と相応するところがある。初期の村はこの新しい人間関係をもち村落を代表するが、その支配者は、生産諸条件を村落単位に掌握するものでもある。(その支配はかつての父老の村落(里)の統轄とは性質を異にする。)魏西晋の国家権力はこうした村落の変化に相応じて、天子が良民を大量に私民としてもつ体制をつくりだしてくる。

(九州大学文学部教授)